

新潟県公安委員会規則第8号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月8日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、<u>外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。</u>）</p> <p>ウ 法定代理人のあるときは、その履歴書、住民票の写し（<u>法人の場合は、その定款及び登記事項証明書並びに代表者その他業務を行う役員に係る履歴書及び住民票の写し</u>）及び後見に関する証明書</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(提出書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）</p> <p>ウ 法定代理人のあるときは、その履歴書、住民票の写し及び後見に関する証明書</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。